

宮城県社会福祉審議会議事録

I 日 時 平成29年5月16日（火）午後1時30分から午後2時30分

II 場 所 宮城県 行政庁舎4階 特別会議室

III 出席委員 17人

IV 出席者（敬称略）

別紙のとおり

V 会議経過

高橋 悟（宮城県保健福祉部副参事兼課長補佐（総括担当））の司会により、下記のとおり開催した。

1. 開 会

（司会）

それでは、ただいまより、宮城県社会福祉審議会を開会いたします。

本日は25名中、17名の委員の皆様にご出席いただいておりますことから、条例の規定によりまして、会議が成立していることを御報告申し上げます。

本日の会議につきましては、県情報公開条例に基づきまして、公開により進めさせていただきます。また、議事録は、県のホームページ等で公開することとなりますが、公開前に、議事録の内容につきまして、御出席の委員の皆様方に御確認をいただきますので、よろしくお願いたします。

続きまして、前回1月の会議以降、新たに委員に委嘱された方をご紹介します。

小原 賀子 委員です。

黒沼 篤司 委員です。

境 政幸 委員です。

渡邊 耕良 委員です。

2. あいさつ

（司会）

それでは、開会にあたりまして、宮城県保健福祉部部長の渡辺より御挨拶申し上げます。

（渡辺保健福祉部長）

皆さん、こんにちは。宮城県の保健福祉部長の渡辺です。

本日はお忙しい中を当審議会に出席をいただきまして誠にありがとうございます。皆さまには、日頃より本県の保健福祉行政の推進につきまして、御理解と御協力をいただいておりますことに、厚く御礼申し上げたいと思います。

そして、あの震災の発生以降、それぞれの専門分野におきまして御尽力をいただいておりますことに、深く感謝を申し上げます。

さて、東日本大震災の発生から6年と2ヶ月が経過いたしました。宮城県におきましては今まで、被災者の生活・健康支援を最優先に仮設住宅サポートセンターにおける見守り活動や、専門家と連携した心のケア、健康調査をはじめとした健康支援、そして甚大な被害を受けた保健・医療・福祉施設の復旧などに取り組んでまいりました。

今なお、約2万人の皆さんが応急仮設住宅における生活を余儀なくされておりますが、順次、災害公営住宅への入居が本格化しております。

今まで行ってきました健康支援や見守りの取組が、災害公営住宅への移行した後も地域で支える体制として構築していけるように宮城県としても市町の取り組みを支援してまいりたいと考えております。

本日の審議会であります。報告事項といたしまして2件あります。1つ目が、「保健福祉行政の概要」についてであります。この中では、保健福祉行政の重点方針について説明をいたしまして、行政の概要について説明をいたしますので是非皆様のほうから忌憚のない御意見を頂戴して、施策の実施に反映させていきたいと考えております。

報告事項2つ目といたしましては、「保健福祉分野における復興の進捗状況」について、現在の状況について御説明いたします。

復興、そして宮城の発展にあたりましては、関係機関が総力を結集して、一丸となって進めていく必要がありますので本日もぜひ建設的な忌憚のないご意見を頂戴したいと思います、よろしく申し上げます。

(司会)

続きまして、本日出席の県職員を紹介申し上げます。

保健福祉部次長の千葉でございます。

(千葉保健福祉部次長)

千葉でございます。よろしくお願ひいたします。

(司会)

同じく次長の佐藤でございます。

(佐藤保健福祉部次長)

佐藤でございます。よろしくお願ひいたします。

(司会)

その他、お手元の名簿記載の職員が本日出席しております。

(司会)

それでは、早速議事に入ります。

条例の規定によりまして、議事の進行は、阿部委員長さんをお願いします。

(阿部委員長)

議長を務めさせていただきます、阿部でございます。

どうかよろしくお願いいいたします。

それでは早速、報告事項に入らせていただきますが、報告事項につきましては、次第の順番に事務局から説明をいただき、その後、各委員からご質問等がありましたらお願いしたいと考えております。

はじめに報告事項(1)「保健福祉行政の概要について」事務局より説明をお願いします。

(保健福祉総務課 坂井課長)

それでは、報告事項(1)「保健福祉行政の概要」について私からご説明をさせていただきます。資料につきましてはお手元にお配りをしておりますA3版カラーの概要版資料によりご説明さしあげます。

はじめに、「基本方針」でございます。

震災から6年が経過いたしました。被災者には、2万人近くの被災された方々が入居していらっしゃるなど、震災からの復興にはなお時間を要することから、今年度も、被災者の生活環境と心身の状況の変化に対応しながら、健康的な生活の確保を最優先に、医療・福祉サービス供給体制の確保や被災市町と連携した見守り活動、健康支援、子どもから大人までの切れ目ない心のケア等、被災者が安心して暮らせるための取組を推進してまいります。

また、復興後を見据えまして、地域包括ケアシステムの全体的な推進とともに、地域で支え合う仕組みの具体化に向けた事業を推進していくとともに、介護サービスや障害福祉サービスの提供体制の整備や子育て世代に対する経済的支援を含む宮城の未来を担う子どもたちへの支援の拡充を着実に進め、震災からの復興とともに「宮城の将来ビジョン」の実現に向けた取組を推進してまいります。

次に、「最重点項目」に位置づけております3項目について御説明を申し上げます。

まず、一つ目、「医療・福祉人材の育成・確保」につきましては、職場環境の改善による医療・介護職の離職防止対策の取組のほか、医療従事者や、保育人材、高齢者・障害者福祉に係る介護人材の育成・確保とともに、地域的な偏在の解消にも取り組んでまいります。

次に、「困難を抱える県民を共に支える社会づくり」につきましては、特に、子育て世代への経済的支援や、貧困の連鎖を断ち切るための支援、障害者の地域生活を支えるための支援等の拡充を図ってまいります。

次に、「誰もが活躍できる社会の推進」につきましては、年齢、性別、障害の有無などに関わらず、すべての県民が、それぞれの能力を発揮し、生きがいを実現できる社会の実現に向けた支援を推進してまいります。

次に、「重点項目」として取り組む7項目について御説明申し上げます。

「1 東日本大震災への対応」でございますが、4つの柱により取り組むこととしてございます。

まず、(1)の「被災者の生活環境の確保」につきましては、引き続き必要な応急仮設住宅の確保と適正な維持管理を行うとともに、応急仮設住宅入居者の自立再建に向けて転居支援センター等により恒久的な住宅確保への支援を行うほか、見守り活動や災害公営住宅における支え合い体制づくりを通じて、被災者のニーズに応じたきめ細かな支援に取り組むこととしてございます。

次に、(2)の「安心できる地域医療の確保」につきましては、被災者の健康支援のほか、医療機関の復旧支援に引き続き取り組みますとともに、医療従事者の確保等のための取組を継続して実施してまいります。

次に、(3)の「未来を担う子どもたちへの支援」でございますが、子どもから大人までの切れ目ない心のケアに取り組むとともに、「東日本大震災みやぎこども育英基金」により、震災で親を亡くした子どもたちへの援助や、里親等の養育者への支援を実施することとしています。

次に、(4)の「だれもが住みよい地域社会の構築」につきましては、被災者の心の問題などに対応いたしますほか、被災市町のまちづくりに合わせて、社会福祉施設の事業再開などについて支援をしてまいります。

次に、右のページを御覧ください。

重点項目の「2」以降は「宮城の将来ビジョン関連施策」についてでございます。

始めに「2 子どもを生き育てやすい環境づくり」につきましては、少子化対策として結婚から妊娠・出産・育児までの切れ目ない支援とともに、子育て世帯への経済的支援や、保育所等利用待機児童の早期解消に向けた保育所整備への支援、保育人材の確保などの取組のほか、要保護児童の自立支援や児童虐待防止対策の強化に努めてまいります。

次に「3 安心できる地域医療の充実」につきましては、医師・看護師等の育成・確保を始め、総合的ながん対策、広域的な感染抑制体制の整備を実施することとしております。また、市町村国保運営の都道府県単位化に向けた準備も進めてまいります。

次に、「4 生涯を豊かに暮らすための健康づくり」につきましては、「スマートみやぎ健民会議」を基盤とした健康づくりのほか、自死対策の充実を図り、県民の心身の健康づくりを支援してまいります。

次に、「5 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり」につきましては、高齢者の方々が地域で自分らしい生活を安心して送ることができるよう、地域包括ケア体制の構築を県内全域で推進いたしますほか、介護人材の確保・定着と特別養護老人ホーム等の整備支援を推進してまいります。

次に、「6 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現」につきましては、グループホーム等の障害福祉サービス提供体制の整備を計画的に進めるとともに、発達障害児者への支援体制や精神科救急医療体制の充実・強化を図ることとしております。また、県立障害者支援施設「船形コロニー」につきましては、建替に向けた具体的な設計等を進めてまいります。

次に、「7 安心して暮らせる社会の構築と地域生活の充実」につきましては、地域福祉の担い手となる人材の養成に力を入れてまいります。また、貧困の連鎖を断ち切るため、課題を抱える子どもの学習支援や「子ども食堂」の立ち上げに対する支援などに取り組みますほか、生活困窮者の方々に対しては、自立に向けた支援を行うこととしております。

「平成29年度 宮城県保健福祉行政の概要」につきましては以上でございます。また、平成29年度は、次期計画としての「地域医療計画」、「高齢者元気プラン」、「がん対策推進計画」、「障害福祉計画」等の策定年度となっております。皆様の格別の御理解と御協力

を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、お手元には「平成29年度 保健福祉部の重点方針」も御参考として配布しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。続きまして、関係各課から順次御説明をさせていただきますので、まず、始めに社会福祉課から御説明を申し上げます。

(社会福祉課 橋浦課長)

社会福祉課の橋浦と申します。よろしく申し上げます。

資料3-1を御覧ください。社会福祉課の取組でございますが、1として貧困の連鎖を断ち切るための支援でございます。子どもの概ね6人に1人が貧困であるとされ、また、本県における生活保護世帯の高校進学率が91.8%と、県内全世帯の99.1%に比べて低いという実態がある中で、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもが健やかに成長していくための環境整備を図るため、県では、平成28年3月に「宮城県子どもの貧困対策計画」を策定したところでございます。

この計画の中で、当課が取り組む事業ですが、まず「①子どもの学習支援事業」でございますが、困窮世帯の子どもは経済的理由から学習塾に通うことができず、また自宅が落ち着いて学習できる環境にないということが多いとされ、その結果として学力不足により、貧困の連鎖が起きやすいことが指摘されております。

こうしたことを踏まえ、貧困の連鎖の防止を図る観点から、困窮世帯の子どもに対し、基礎学力の向上等を目的とした、学習支援事業に取り組むことにしたものでございます。

対象地域は、今年度は、仙南及び仙台保健福祉事務所管内の15の町村で、対象者は、生活保護受給世帯等の困窮世帯の小学4年生から高校3年生までとし、対象地域内の通いやすい場所に8カ所程度の拠点を設けまして、来所してきたお子さんに対して学習支援を行う他、場所が遠いなどの理由によりまして、来所できないお子さんに対しては、家庭訪問による支援なども予定しているところでございます。

「②子ども食堂支援事業」ですが、御承知のとおり、子ども食堂は困窮世帯等において、食事を子どもだけでとる、いわゆる孤食の解消や居場所づくりを目的に、主にお子さんに対して無料または低価格で食事を提供する取組でございまして、近年、全国的に広がりを見せてございますが、単に孤食の解消ということにとどまらず、困窮世帯の早期発見と公的な支援への繋ぎ、こちらも期待できる取組でございます。

昨年度、取り組んでおられます団体にヒアリングを行いました。その中で子ども食堂に関心を持つ人、団体は多いが、開設にあたっての知識・ノウハウを十分に持っておらず、開設に至らない場合が多いという御指摘があったことから、子ども食堂が県内各地に開設される様、ノウハウの提供など開設に向けた講座や相談会を開催する事業を実施することにしたものでございます。また、各種相談会を通じて、実施団体間のネットワークを形成していければと考えてございます。

「③フードバンク支援事業」ですが、フードバンク活動は市場で流通できない食品などを引き取り、生活困窮者等に配布する取組でございますが、公的制度では、こうした食料支援に関する活動は事業化されておらず、公的支援制度の狭間を補うものとして有意義な活動と考えております。ただ活動そのものの仕組みとしましては、確かに食品等は無償で提供していただけるのですが、そうした食品の保管、配布等の経費を生み出せるものではなく、活動経費の確保が課題となっていますことから、実施団体に対して、活動経費の一部について補助することにしたものでございます。

2の「福祉人材の育成・確保」ですが、介護人材の不足や保育士等の確保は重要な課題でありますとともに、少子高齢化の進展など、地域社会の環境の変化がございますが、障害者が抱える複合的な課題など、多様化複雑化する福祉ニーズに対応するため、福祉人材の資質向上が求められております。今年度、当課では、まず福祉人材の育成としましては、社会福祉事業従事者研修を実施いたします。これは主に県社会福祉協議会に委託して事業を行っているものでございまして、昨年度は、社会福祉施設に従事する職員に対し、主任保育士、老人福祉施設職員、障害者福祉施設職員等の分野別の研修のほか、新任職員研修、中堅・監督職員研修などを実施し、延べ1,443名の方が参加しております。今年度におきましても、施設職員の資質向上を図るため、必要に応じ内容の見直しを図りながら引き続き実施してまいります。

次に、人材の確保として、福祉人材センター運営及び福祉・介護人材マッチング機能強化事業を実施します。こちらも県社会福祉協議会に委託しておりまして、主な内容といたしましては、広報誌の発行、求職者への職業紹介、各種研修を実施するほか、キャリア支援専門員を配置しまして、職場開拓の場での事業所訪問、求職者と施設との就職面接の調整などを実施してございまして、昨年度は求職相談が1,477件で就職者は106人となっております。今年度も今までの取組を継続し、福祉人材の確保に努めていきたいと考えております。

3の「地域福祉の推進」ですが、福祉ニーズが多様化、複合化するなかで、地域における支え合いの体制作りを目指す地域福祉の重要性が改めて認識されており、平成28年3月に「宮城県地域福祉支援計画（第3期）」を策定したところでございます。この計画に基づきまして、今年度においても、住民主体による支え合い活動を推進し、市町村における地域福祉の取組を支援するため、まずは、市町村地域福祉計画策定の推進ということで、市町村は福祉サービスの適切な量の推進、住民参加の促進に関する事項を定めた市町村福祉計画を策定することとなっておりますが、策定済みは19市町と54.3%の策定率にとどまっていることから、未策定の市町村に対して、助言を行うなど、策定に向けた支援を行うこととしております。また、県地域福祉支援計画の基本目標として掲げております小地域福祉活動の展開、ネットワークによる活動の促進を推進するためには、地域福祉の担い手となる人材の育成が必要でありますことから、県社会福祉協議会などとの連携によりまして、地域の関係機関や人材、資源などをつなぐ役割を担うコミュニティソーシャル

ワーカーの育成に向けた研修を実施することにしております。

私からは以上でございます。

(長寿社会政策課 野呂英樹課長補佐 (総括担当))

長寿社会政策課、課長補佐の野呂でございます。よろしくお願いいたします。

私からは、お手元の資料3-2によりまして、平成29年度の当課の主な新規事業について説明させていただきます。

主な新規事業は3つございます。1つ目ですが、「EPA等外国人の国家資格取得に向けた養成講座」の開設でございます。

EPAとは、日本が海外の国と結んでいる経済連携協定のことでありまして、これらの協定に基づきまして、現在インドネシア、フィリピン、ベトナムからの外国人介護福祉士候補者の受け入れが可能となっております。

また、EPA等の「等」の部分ですけれども、定住外国人のことでありまして、主に日本人の配偶者の資格で、すでに県内にお住まいの外国人の方々のことをさしております。この事業につきましては、外国人介護人材の介護福祉士国家資格の取得を支援するための取り組みでございます。本県と東北福祉大学が連携しまして、介護福祉士資格取得に向けた介護日本語教育コース及び国家試験対策コースを設置いたしました。資格取得に必要な専門知識の習得を図るほか、地域に根ざした習慣、文化、方言等を取り入れた日本語の応用力や介護ロボットの取り扱いを含む介護技術の習得を図り、EPA外国人介護人材の皆様が、国家資格を取得してそのまま宮城に定着していただけることを目的としております。すでに4月14日に開校式を行いまして、現在EPAでインドネシアから来日された方が2名、フィリピンからの定住外国人が4名、計6名の方々が受講されております。

2つ目、「ロボット等介護機器開発・導入推進事業」でございます。

介護人材の確保のためには、介護職員の生産性の向上や勤務環境改善等の負担軽減、特にこれから就職される若年層に選ばれる職場となるよう介護職の魅力向上が必要となっております。その負担軽減と魅力向上のための取り組みの1つとして、本県では平成26年度から関係企業と情報交換を行いまして、介護ロボットの導入について検討をすすめてきたところでございます。

今年度、施設が介護ロボットを導入した場合の支援としまして、約8千万円の予算を確保いたしまして、本格的に導入に係る事業をすすめていく予定でございます。

なお、対象となる介護ロボットの種類や補助率上限額等については、現在詳細を調整中でございます。

続きまして、3つ目、「既存資源活用型介護機能構築事業」でございます。

少子高齢化の進展や社会保障費の増大等を踏まえ、特別養護老人ホームの入所要件が厳しくなる中、高齢者が住み慣れた地域で在宅か施設かを問わず自分らしい生活を続けることができる地域社会の構築が求められております。

そのため、高齢化が進行しているマンション等の集合住宅において「既存資源」を活用し、「既存資源」というのはマンションにある共有スペースとかそういったものを指すのですが、住み慣れた場所で安心して暮らすための介護機能の構築を図るものがございます。

事業の内容としましては、マンション等の集合住宅において、共有スペース等の「既存資源」を活用して、そこで介護サービスや介護予防サービス等を提供することについて、例えば、タワーマンションであるとか、高齢化した居住者が多いマンションまたは高齢住宅等、いくつかのモデルケースを想定しまして、その場合毎に分けて、介護機能の構築ができるかどうか、その手法を調査しまして実現の可能性や実施にあたっての課題等について検討していく予定でございます。

当課で今年度予定している新規事業は以上になります。

(子育て支援課 志賀課長)

続きまして、子育て支援課の志賀と申します。資料3-3の横置きの資料に基づきまして、説明をさせていただきます。

説明に入る前に、当課の所管している事業ですが、少子化や児童虐待、心のケア、待機児童対策、貧困対策といった幅広い分野を子育て支援として所管してございます。

中でも、少子化に関しましては、合計特殊出生率という指標が1.36といった数字、こちらは都道府県別で43位にあるということで、宮城県は非常に低い状況でございます。

希望する子どもの数を持ってない理由として、アンケート調査を紐解きますと、やはり、子ども・子育てには、お金がかかる。特に、教育費の負担が大きいといった声が非常に多くございまして、6割方がそういった声になってございました。

また、虐待、貧困そういった形の分野におきましても、やはり、経済的な問題といったことが、根深く影響しているとの指摘がございますので、平成29年度におきましては、特に、子育て世帯への経済的支援を強化していくといった取組を進めることとし、大きく3つの主な事業を新規・拡充といったことで掲げているところでございます。

中身に入らせていただきますが、まず、「乳幼児医療費助成費」につきましては、拡充事業、元々は市町村で取り組んでいただいている事業に対しまして、県として補助金を出すというスキームでございまして、従来、ここに掲げさせていただいているとおり、通院の対象年齢が、県として市町村に出す年齢が3歳未満だったところ、こちらを今年度から就学前まで拡充することにさせていただいております。

なお、これを踏まえまして、各市町村さんでは、県からの補助金プラス独自の取組といったことで、この対象年齢を定めてございます。18歳まで無償化している市町村もござ

いますけれども、今年度中におきまして、仙台市を含めて、全て15歳までは無料化の方向でいくと聞いております。現物給付といったことで、窓口でカードなり証明書を持っていけば、お金を支払わずとも受診ができるスキームを県下一円ですべてしております。

また、宮城県といたしましては、市町村の補助対象経費から一部自己負担金相当額を控除しない方式を採っています。このように現物給付で一部負担金を取っていない県は、全国で6県しかありませんし、かつ、政令市を抱えている県は一つもありません。市町村からすれば助成対象の拡充をもっともっとしてほしいといった声はよく聞きますけれども、全国的に見渡せば、対象年齢というのは、中庸どころ、真ん中くらい、平均のところになりましたし、先ほど申しましたように、現物給付方式等々の制度そのものはだいぶ手厚い制度になっております。結果として、予算額は昨年度の当初予算が9億円ちょっとだったものが、17億円ということで約倍額に増えたということがございます。

2番目、こちらは新規の事業でございます。「小学校入学準備支援事業費」ということで、こちらに掲げているとおり、小学校に入学する子どもの様々な費用、お金がかかるということでございます。こちらでも市町村の協力の基で、市町村事業として、各市町村が第3子以降のお子さんが入学した場合に、様々な形でお金なり現物なりを支給するといった場合に、県として2分の1を助成するといった事業でございます。おかげさまで、こちらでも市町村の御理解を賜りまして、県下全市町村でこの事業に取り組んでいただいております。様々な形ではありますけれどもこういったことで今年度からスタートさせていただいております。今年入学の子どもさんを対象に始めさせていただいたところがございます。

3番目、「子育て世帯支援融資事業費」ですが、こちらでも新規事業でございます。県下の金融機関と協力をいたしまして、県と各金融機関が資金を半分ずつ持ち寄る形でローンの資金を用意いたしまして、ここに掲げたような制度を新たに設けたところがございます。県が資金を半分出すことによりまして、調達コストを下げるといった観点から、末端の金利について、積算した金利から2%相当額を下げた金利で貸し出しをしていただき、貸出先は各金融機関からやっていただくことになっております。4月からさっそくスタートしております。4月で既に実績が出てきているといったことで御報告を受けているところがございます。

以上、冒頭申しましたけれども、こういった大きな取組のほか、様々な観点から子育て世帯への経済的支援、経済的な支え合いを強化していくことで、今後とも様々な形で取り組んでまいりたいと思っております。

(障害福祉課 佐藤課長)

障害福祉課の佐藤でございます。どうぞ、よろしくお願いたします。

資料3-4、カラーの資料となります。障害福祉課として今年度取り組んでいる5つの重点取組について記載してございます。

まず、重点取組の1でございますが、「地域生活移行のための環境整備」です。かつて、

障害のある方、特に知的障害のある方の、かなりの割合の方々が施設で暮らすことを余儀なくされている実情でございました。この20数年間位、ノーマライゼーションという中で、障害があってもなくても地域の中で共に生活していくというような方向へ大きく舵を切ってきたわけですが、そのための環境整備ということでございます。

「①グループホームの整備促進」ですが、特に重度障害者の方々が暮らせるグループホームを重点的に整備することを進めております。それから、「②「地域生活支援拠点等」の整備促進」でございますが、これは相談支援であったり、就労のための自立訓練であったりと様々な障害福祉サービスが集中して受けられる、サービスを楽しむ体制を整備するもので、宮城県の各圏域に1箇所ずつ整備していく計画を立てております。それから、「③医療的ケア等体制の整備」でございますが、現在、障害者の方々も医療の発達や高齢化などもあり、日常的に医療的ケアを必要とする方々、医療的ケアというのは喀痰吸引や胃ろうなど、そういった方々が増加しております。そういった方々に対応できるような障害者のための事業所をきちんと整備していくことが地域生活のためには必要となっております。

一方で、老朽化した船形コロニーの再整備であります。このような地域生活のための環境整備を進めていっても、どうしても地域生活が困難になる方が出てきております。特に、高齢化医療が発達するのに伴って、高齢化が進展する中で、かつて、施設から地域生活へ移行した方々が、もう一度地域生活から施設へ戻らざるを得ない方々も出てきているのが実情でございます。そういった中で、老朽化してしまった船形コロニーについて、セーフティネット機能、地域生活を送られている方々が急に状態悪化したときの緊急的に入所できるバックアップ機能、それから、県内の障害福祉の拠点となるようなコーディネーター機能の3つの機能を併せ持つ船形コロニーの再整備を併せて進めることにしております。

重点取組の2でございます。「精神障害等ケアの提供体制整備」でございますが、これまでも精神障害者の方々の通院等医療費の負担や精神科救急医療体制の整備などを行ってまいりました。また、近年では自死対策やひきこもりの方々に対するケアといった問題にも取り組んでおまして、心の健康づくりに向けた施策を総合的に推進しております。これについては、今後とも引き続き推進してまいることにはしておりますが、特に、昨年度、神奈川のやまゆり園で起きた事件の後に、国の方で措置入院患者さんが退院する際に、全員に対して支援計画を作るという方針が打ち出されているところでございます。退院する患者さんの支援計画をしっかりと県としてどのように取り組んでいくかということが、今年度の大きな課題となっております。

重点取組の3でございますが、「就労の促進・工賃向上」です。一般企業への就労については、主として経済商工観光部の方が取り組んでおりますが、障害福祉課としても福祉サイドの方から企業と就労支援を行っている福祉の事業所との関係を強化していく取組を今年度は進めていくことにしております。また、障害者の工賃向上ですが、工賃というのは、一般就労がどうしても難しい方々について、いわゆる雇用契約を結んで働くことが難しい方々については、工賃ということで、その事業所で生産された金額から必要経費を抜いて

残ったものをみんなで分配するという形になるのですが、その金額を工賃と呼んでおります。現在、平成27年のグラフを見ていただければ分かる通り、18,643円になっておりまして、これを当面23,000円までもっていきたいというのが現在の計画でございます。ちなみに、18,643円というのは全国で5位という水準ですが、さらに上位を目指して、金額を上げて行きたいということで、取組を進めることにしております。

取組「④発達障害支援の体制整備」でございます。発達障害につきましては、この10年位に急にクローズアップされてきておりますが、知的障害がない方も多く、いわゆるコミュニケーション障害という形の障害でございます。少し前になります、文部科学省の調査では、大体6.5%の方が発達障害にあたるのではないかと推計もしております。6.5%というのは、学校の一クラスに大体2～3人はいるのではないかとという形になります。県としては発達障害者支援センター「えくぼ」、南中山にあります啓佑学園の中に支援センターを設置して研修や人材育成あるいは相談などにのってきたところでございますけれども、さらに、昨年度から右側の方に松島町でモデル事業を展開中となっておりますが、支援機関が少ない地域であっても適切な療育ができる体制・仕組みづくりを作っていくということで、昨年度から松島町でモデル的に発達障害者のための拠点事業などを始めているところであります。

重点取組の5でございます。「震災後の継続的な被災者の心のケア」の問題でございますが、震災から6年が経過いたしました。県では毎年被災者の方々の健康調査を実施しておりますが、その中には心の健康の問題についても調査をしております。残念ながら、この6年間必ずしも数字が良くなっていないところもございまして、特に、復旧・復興、生活の自立について格差が生じている中で、必ずしも数値が良くなってない面がございます。みやぎの心のケアセンターで年間約5～6,000件の方々を訪問して相談にのるということもやっておりますが、当面、この活動を続けるとともに、平成32年度末で国の事業計画期間が満了になりますので、その後の継続的な支援体制のあり方について、併せて検討していくことにしております。

(共同参画社会推進課 小松課長)

共同参画社会推進課長の小松でございます。私の方で育成部会を担当しておりまして、各委員には日頃大変お世話になっております。ありがとうございます。

私の方から当課で持っております青少年の育成関係の事業概要と重点的に行っている事業の御説明をさせていただきたいと思っております。内容につきましては、必ずしも福祉という範疇にできない部分もございまして、かなり関連する部分もございまして、お聞きいただきたいと思っております。それでは着座にて説明させていただきます。

資料を御覧いただきたいと思っております。資料3～5でございます。まず、青少年行政の施策体系ということで大きな話です。私ども青少年の健全育成の推進ということで、大きく三本柱で取り組んでおります。まず、「青少年行政の総合調整」ということで、青少年の間

題は福祉のみならず、教育とか労働の分野でも取り組んでおりますので、そのような分野での調整機能を果たしております。それから「青少年の健全育成対策の推進」ということで、すべての青少年に対して、健全に育成するための事業を行ってございます。それから「青少年非行防止対策の推進」ということで、青少年が非行に走らないために、特に最近ではインターネットの利用に関係します非行と言いますか問題がかなり生じておりますので、そのような点を重点的に取り組んでおります。一枚おめくりいただきたいと思います。大変細かい表で恐縮でございます。1ページの取組の元となる計画、「青少年の健全育成に関する基本計画」という計画、5か年の計画でございますが、平成27年度に策定をいたしまして、昨年度から実施をしております。この計画につきましては、真ん中程にございますが、大きく3本の柱を立てて施策を実施しております。まず一つといたしまして、「すべての青少年の健やかな成長を支援する」ということで、あまねくという形になります。それから柱の2番目といたしまして、「困難を有する青少年やその家族を支援する」ということで、今ほど障害福祉課長からもお話がございましたが、例えばひきこもりとか、ニート、不登校のような青少年への支援などを行っていくということでございます。それから柱の3といたしまして、「青少年の健やかな成長を社会全体で支えるための環境を整備する」ということで、ここはネットワークづくり、組織づくり、環境づくりと言うところでございます。このような取組を日々行っているところでございますが、その中から事業をいくつかご紹介をさせていただきます。次のページになりますけれども、昨年度設置いたしました、「宮城県子ども・若者支援地域協議会」という会がでございます。こちらは内閣府の所管でございますが、「子ども・若者育成支援推進法」という法律が平成21年にできまして、これに基づきまして設置したものでございます。目的といたしましては、「1」のところがございますとおり、ニート、引きこもり、不登校など、社会生活を営む上で困難を有する子ども若者に対する支援を効果的、円滑に実施するというために組織したものでございまして、先程から申し上げましたとおり、青少年の問題は必ずしも一か所で解決できるものではなくて、やはり福祉が中心になりながら、教育とか、あるいは、私どものような健全育成の分野とか、あるいは更正保護というような、あと、雇用もあるかと思いますが、そのような幅広い分野で、関係機関がネットワークを構築しながら進める必要があるということで作った組織でございます。開催状況のところをご覧いただきたいと思いますが、今年1月に初会合を開催しております、「4」のところの構成機関、51機関ということで、大変幅広くなっております。この機関が全部集まるだけでもすごい大変な話ですが、実は全県でこの組織が一つあるだけでは当然足りないわけで、実際に各地域ごとに関係者が集まって相談するような、そういう地域組織も必要であろうということで、今年度そのような地域での展開に向けての準備といたしますか、実際の活動を進めたいというふうに考えております。是非とも保福部と、あるいは教育庁などと連携しながらやっていきたいというふうに考えております。それから、一枚めくっていただきまして、裏面は今申し上げました法律の概要になりますので、これはこの協議会のイメージ図でございますので、後ほど

ご覧いただきたいと思います。それから、うちの課でやっております育成関係の事業を2点ほど紹介をさせていただきます。まず、チラシでございますが、「ネクストリーダー養成塾」ということで、将来のリーダーになるような人材を育成するという2泊3日の塾をやっております。対象は中学生でございますが、裏面に具体的な内容を書いてありますけれども、知事の講話を直接聞いて、知事と名刺交換をして握手をするというようなところから始まりまして、各界の著名人による講話を受けていただいて、グループワークを行うということで、通常ですと学校の中でとどまっているようなお友達との関係を超えて、他の地域の同じ世代の中学生と交流するという事業でございます。昨年も大変好評をいただいております。「また参加したい」とかですね、「たくさん友達ができた」とか、「今後についていろいろ考える機会になった」という感想をいただいております。それから次のページでございます。これも青少年の健全育成の事業でございますが、「宮城の青少年政策モニター」という事業をやっております。こちらは、さきほどのようなネクストリーダーのような塾に出させていただいた子どもたちが今後、更に自分の考えを発展させて県に対して意見を言うような場を設けてはどうかということで設けた事業でございます。現在募集期間中でございますが、50名。こちらは中学生だけではなくて29歳までの若者を対象としております。県職員は除いております。そういうことで、意見募集のテーマとして、下の方でございますが、三つ掲げております。「東日本大震災の記憶・教訓の伝承について」、「サイバー空間における脅威への対応について」、それから3番といたしまして、「男女共同参画の推進について」ということで、これらの分野におきまして意見を出していただいた上で、昨年場合は最後に知事との意見交換を行っております。人数は少なかったですけれども、参加された子どもさん、青年の方からは良かったという声をいただいております。このような事業をやっております。

それから最後でございますが、ネットトラブルに関する普及啓発もやっておりますが、パンフレットを付けさせていただきました。この分野に関しましては日々いろいろ技術もかわりますし、状況も変わります。今、ネット環境が大変危機的な状況だということもございますけれども、まずは子どもたちに考えてもらうということ。それから、大人もきちんと取り組むというようなことで、当課では、「青少年健全育成条例」を改正いたしまして、携帯電話事業者への義務づけを課しております。具体的な内容は後ほどパンフレットをご覧いただきたいと思いますが、そのような形で、まずは当事者もですけれども、社会全体で取組を進めるということで、このような広報活動なども行っております。少し長くなりましたが以上でございます。

(阿部委員長)

それでは、ただいま説明のありました報告事項(1)「保健福祉行政の概要」について皆様から御質問等ございましたらお願いしたいと思います。

(仁田和廣委員)

最初の委員会でもお話をしたんですけど、ここの中の重点課題の中にも入っているから少しは安心はしているけれども、3Kの職場といわれる福祉関係の職場環境について、これがだいぶ前から騒いでいてもなかなか、もちろん国の施策の転換によるものが大きいんですが、ただ予算措置もなかなかされていないのも大きいんですけど、やっぱり宮城県がせっかくあるわけですから、独自に、もっともっと、各施設からまた施設従事者からいろいろお話を聞いて、職場環境の充実を努めなくちゃならないと思うんですよ。総務課長、そこはどうか。

(坂井保健福祉総務課長)

3K 職場ということで、保健福祉部ということの代表事例みたいな形で言われていますけれども、施設従事者の職場環境改善、給与面含めてでございますが、大変重要な問題ということでございます。国も介護従事者の費用改善施策などはうってはございますが、必ずしも十分に行き渡っていないところというのもまた現状でございます。また一方で、確かにその介護従事者、医療従事者の人材確保という観点では給与面のみならず待遇改善といえますか、そういった面でも非常に重要な取組をしなければいけないということで、今年も含めてですが以前から継続した取組を行っているところではございますが、介護、長寿、医療、子育て、それぞれの分野の施策を融合させるといいますか、たとえば長寿と障害の分野の取組を融合させるとか、そういった取組なども検討しながら進めていかなければならない問題ではないかと考えております。

(仁田和廣委員)

できれば、現状の障害者施設なりいろんな施設、介護施設を含めたその方々に、代表の委員の方々もおられるから含めて、相当聞き込み調査をして、宮城県のできる範囲というのは小さな予算だから、福祉関係は特に、そういう意味では難しい点もあると思うけれど、取り組む姿勢が大事です。ぼくが心配するのは現場での荒廃です。従事する人員が足りなくなったり、介護を受けてる人たちが劣悪な環境になるとか、施設自体が永続的にできない、そういう状態に陥る前にいろんな施策をやるべきだと思うが、部長、いつも委員会でやっているけどどうですか。

(渡辺保健福祉部長)

やはり、介護の現場、現状をよく把握して取り組んでいくというのは大事でありますので、今の宮城県で老人福祉協議会とか介護福祉士会の皆さんと人材確保の協議会も作って雇用の対策を検討していますし、昨年度各課からイメージアップということで、河北新報

の一面を使いまして、4回シリーズで介護職の魅力のPRもやっておりますし、県内でも全国的にも介護施設の運営について魅力的な運営をやってらっしゃる法人の責任者を招きまして、研修会も開催されたり、介護の現場にマネジメントをいれるといったように研修もやっております。今週も、昨年度に引き続きまして、今年介護の現場に入りました介護職員の合同入職式というのも開催しまして、イメージアップと絆づくり、そういうところについてもやってまいりたいと思いますので、基本的に現場の皆さんの意見を聞きながら対策を考えて、本年度も考えてまいりたいと思っています。

(仁田和廣委員)

今、部長と総務課長からいろんな今後の取組を含めて報告がありましたけど、重要課題として私たちが望みたいのは宮城県が全国でも介護関係、施設関係ではビッグスリーに入るくらいの意気込みでやっていただきたいと思います。少なくともこの制度ができあがった時には、福祉関係は、バラ色の世界だったはずなんです。いつの間にか3Kの世界になっている、元に戻るようにやってください。

それからもう一点。今回の説明になかったけれども、宮城県でドクターヘリが、皆さんの努力下で、知事も努力されて入りました。利用回数が北海道の釧路地方では一機で年間700回くらい出ているんです。宮城では、現状100回前後くらいしか出ていない。大きなことは県民に対する周知と利便性、県民の皆さんの中には、これが有料じゃないかと思っておられる方もいるので、そのへんの周知徹底もしなきゃならないし、医療関係の方もいますけど、医師と看護師が同乗することによって初診がものすごく早いし、また第三次救急のすばらしい病院に入れるということなので、その辺のアピールが必要だと思うんです。前にも委員会で言ったけど、出動のハードルを下げるべきだと思うんです。病気やけがは進捗によって重篤な患者にもなるし、逆に治療の方法によっては軽度なものにもなり得るわけだから、最初のトリアージの段階でのハードルをもうちょっと下げて、いろんなものに出動できるような方向にやるべきだと思う。そのへんはいかがでしょうか。

(渡辺保健福祉部長)

ドクターヘリですが、昨年の10月に就航しておりますが、今は月平均10数件という回数になっております。これは最初の年度の利用回数としては、年間3～4百件を想定しておりますが、現在の出動回数は、想定よりも出動はないとのことであります。その原因につきましては、いろいろと関係者が集まって、検討はしております。地理的な要因もありまして、救急車で対応できる地域が多いという点もあろうかと思いますが、まだ始まったばかりでドクターヘリの利用について、消防本部とかそういうところで慣れていない部分もあるのではないかと考えておりますので、そこは関係者の会議を開いたりしてまいりたいと思いますし、ハードルを下げるというようなことについても利用調整委員会という場で検討してまいりたいと思います。今、呼ぶためのキーワードを設定しておりますが、現在

のキーワードのレベルでいいのかどうかも含めて利用調整委員会で検討して、できるだけドクターヘリが有効に活用されるように今年度も関係者と調整してまいりたいと思います。

(仁田和廣委員)

委員会でもしゃべったように隣県と連携がとれているのはすごくいいことだと思う。県境あたりで大事故が起きた場合に、隣県とお互いに出会うという、そういう努力は認めます。700回までは無理にしても300回、400回出動できるように頑張ってください。

(阿部委員長)

まだ、ご質問等あろうかと思いますが、もう一件報告事項をかかえております。御案内申し上げておりました開催の時刻がだいぶ迫っておりますので報告事項(2)に移らせていただきたいと思います。

報告事項(2)「保健福祉分野における復興の進捗状況」が用意されておりますのでこの件についてご報告をお願いします。

(坂井保健福祉総務課長)

それでは、私から御説明させていただきます。資料は、「資料4 復興の進捗状況」のペーパーになります。平成26年度の審議会でも同様のご説明をしていますが、今回は、最新版となります4月11日公表資料で、説明をさせていただきますと思います。

まず始めに、震災の概要等が記載されておまして、めくっていただきますと復興の歩みというものが2ページにわたって書かれておまして、4ページ目からは震災復興計画という説明がございます。

当部関連のページでございますが、6ページから取組状況、4-2-①というペーパーがございますが、ここから当部の関連でございますので、ここから説明をさせていただきますと思っております。

まず、はじめに、「応急仮設住宅」の状況でございますが、今年3月末現在の入居状況でございますが、入居戸数は、プレハブ仮設・民間賃貸借上げ等、合計で8,947戸、入居者数は、19,596人という状況でございます。

次に、右上の枠になりますが、県外避難者の状況です。県外避難者は合計で2,436名が現在いらっしゃいます。情報誌や支援ガイドブックを送付するほか、「県外避難者交流会」などを開催し、本県のリアルタイムの情報をお届けしているというところでございます。

その下になりますが、「県民相談」を県内6箇所で開催しておりますとともに「東日本大震災心の相談ホットラインみやぎ」(電話相談)でございますが、こちらも開設していると

ころでございます。

次に7ページをお開き願います。

上段に災害公営住宅の整備状況を記載してございますが、平成30年度までに約16,000戸を整備することとしており、事業の着手は約96%となっています。今年3月末現在の完成戸数は13,784戸でございます、進捗率は約85%となっております。

次に、8ページをお開きください。

こちらの下段には、保健・医療・福祉関係施設の復旧状況を記載してございます。数字はいずれも平成29年3月1日現在になりますが、医療施設、高齢者福祉施設、障害者福祉施設はいずれも復旧率は99%、保育所は96%となっております、多くは再開を果たしておりますが、新たなまちづくりなどとの歩調を合わせるということで再興にもう少し時間がかかる施設もございます。そういったことで、復旧が完了するには、もう少し時間が必要な状況でございます。

次に、9ページをお開きいただきたいと思えます。

こちらの上段では、被災者の健康支援や心のケアの取組などを記載してございます。

はじめに、左側の上の枠、「被災者の健康支援の取組」についてですが、「仮設住宅サポートセンター」を13市町51箇所に開設するとともに、ここに記載はしていませんが、サポートセンターを後方支援する宮城県サポートセンター支援事務所を開設し、スタッフの研修や運営の助言なども行っております。

また、災害公営住宅への移行後につきましても、これまで行われてきた健康支援や見守り等の取組、新たな地域コミュニティによる住民同士の支え合い体制の構築支援など、被災地において安心して暮らしていただきますよう、日常生活への支援を行っていくこととしてございます。

次に、仮設住宅入居者の健康支援でありますとか生活不活発病対策につきましても、保健師による保健指導やリハビリテーション専門職の訪問指導などを通じて対応していくこととしてございます。

次に、右側の上の枠、「子ども・子育て支援の取組」でございますが、子どもの心のケアといたしまして、児童精神科医等で「子どもの心のケアチーム」を組織いたしまして、巡回相談や医療的ケアを実施しているところでございます。

その他、子どもの遊び場の提供や一時預かりの補完事業を行うNPO等の団体への補助などの取組を実施しているところでございます。

そのほか、被災者に対する心のケアの取組としてPTSDの取組や「みやぎ心のケアセンター」の開設をして、専門職への研修などを行っております。

その下の、障害者支援の取組でございますが、中核施設として「宮城県聴覚障害者情報センター」が設置されているところでございますが、被災した聴覚障害のある方々に対しまして生活再建に向けた相談支援などの対応を実施しています。

ちょっと駆け足になりましたが、私からは以上でございます。

(阿部委員長)

ただいま説明のありました「保健福祉分野の復興の進捗状況について」何か御質問等がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

では、よろしければ議事の進行にご協力いただくということでご容赦願えれば幸いです。

それでは、次第では「4 その他」で記載されております。委員の皆様から何かございましたら、お受けしたいと思います。ご用意されている委員いらっしゃいますでしょうか。

事務局から何かございますか。

それでは、最後のほう議事の進行にご理解いただいたという風に理解させていただきたいと思っております。感謝申し上げます。以上をもちまして本日の議事を終了し、事務局へ進行をお返しします。重ねてでございますけど、議事の進行にご協力いただいたことお礼申し上げます。皆様、ありがとうございました。

(司会)

ありがとうございました。以上をもちまして、本日の会議の一切を終了させていただきます。長時間にわたりまして大変ありがとうございました。

また、審議会の分科会であります民生委員審査専門分科会がこの後午後3時から7階の保健福祉部会議室で開催されますので、関係委員のみなさまはご出席いただきますようお願い申し上げます。